

「電子情報製品による汚染の抑制に関する管理弁法」

2006年2月28日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

情報産業部、国家発展改革委員会、商務部、税関総署、国家工商行政管理総局、国家質検総局、国家環境保護総局は国家環境保護総局令第 39 号「電子情報製品による汚染の抑制に関する管理弁法」を公布する。

公布部門: 情報産業部、国家発展改革委員会、商務部、税関総署、国家工商行政管理総局、国家質検総局、国家環境保護総局

公布文号: 情報産業部、国家発展改革委員会、商務部、税関総署、国家工商行政管理総局、国家質検総局、国家環境保護総局令第 39 号

公布日時: 2006 年 2 月 28 日

施行日時: 2007 年 3 月 1 日

「電子情報製品による汚染の抑制に関する管理弁法」を公布し、
2007 年 3 月 1 日より施行する。

情報産業部部長: 王旭東
国家発展改革委員会主任: 馬凱
商務部部長: 薄熙来
税関総署署長: 牟新生
国家工商行政管理総局局長: 王衆孚
国家質量監督検験検疫総局局長: 李長江
国家環境保護総局局長: 周生賢

2006 年 2 月 28 日

電子情報製品による汚染の抑制に関する管理弁法

第一章 総則

第一条 廃棄された電子情報製品による環境汚染を抑制し、減少すると同時に、汚染度の低い電子情報製品の生産及び販売の促進、環境及び人の健康を保護するため、「中華人民共和国清潔生産促進法」及び「中華人民共和国固体廃棄物による環境汚染防止法」等の法律及び行政法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 中華人民共和国国内で、電子情報製品を生産、販売及び輸入する過程で、電子情報製品による環境汚染及び他の公害を抑制し、減少させる際に、本弁法を適用する。但し、輸出する製品の生産は適用を除外する。

第三条 本弁法の専門用語の定義は以下の通りとする：

(一) 電子情報製品は、電子情報技術を採用し、生産される電子レーダー製品、電子通信製品、ラジオ・テレビ製品、コンピューター製品、家庭用電子製品、電子測量計器製品、電子専用製品、電子部品製品(電子元器件産品^②)、電子応用製品、電子材料製品等の製品及びその部品のことをさす。

② ()内は中国語原文

(二) 電子情報製品による汚染は、電子情報製品が有毒又は有害な物質及び元素を含有するか、或いは電子情報製品に含まれている有毒又は有害な物質及び元素が国家標準及び業界標準を超えたために、環境、資源及び人の生命健康又は財産の安全に破壊、損害、浪費及び他の良くない影響をもたらすことをさす。

(三) 電子情報製品による汚染の抑制は、電子情報製品に含まれている有毒又は有害な物質及び元素を減少、或いは除去するために下記の措置をとることをさす：

1. 設計、生産する過程で、研究設計プランを変更し、工業技術を調整し、使用材料を取り替え、製造方式を革新することなどの技術措置をとること；
2. 設計、生産、販売及び輸入する過程において、有毒又は有害な物質及び元素の名称及び含量を標示し、電子情報製品環境保護使用期限を標示する措置をとること；
3. 販売する過程で、商品の仕入ルートを厳格にし、電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する国家標準及び業界標準に適合しない商品の販売を拒否すること；
4. 電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する国家標準及び業界標準に適合しない商品の輸入を禁止すること；
5. 本弁法にて規定されるその他の汚染抑制措置。

(四) 有毒又は有害な物質及び元素は、下記の物質又は元素が電子情報製品に含まれていることをさす：

1. 鉛；
2. 水銀；
3. カドミウム；
4. 六価クロム；
5. ポリブロモビフェニル(Polybromo Biphenyl/PBB)；
6. ポリブロモディフェニルエーテル(Polybromo Diphenylether/PBDE)；
7. 国家の規定するその他の有毒又は有害な物質及び元素。

(五) 電子情報製品環境保護使用期限は、電子情報製品に含まれている有毒又は有害な物質及び元素が製品から漏れる、或いは突然の変化を起こす恐れがなく、使用者の該当製品の使用により深刻な環境汚染又は使用者自身の人身及び財産に深刻な損害をもたらす恐れがない期限をさす。

第四条 中国人民共和国情報産業部（以下情報産業部と称す）、中華人民共和国国家発展改革委員会（以下発展改革委と称す）、中華人民共和国商務部（以下商務部と称す）、中華人民共和国税関総署（以下税関総署と称す）、国家工商行政管理総局（以下工商総局と称す）、国家質量監督検験検疫総局（以下質検総局と称す）、国家環境保護総局（以下環保総局と称す）がそれぞれの職責の範囲以内において、電子情報製品による汚染の抑制を管理し、監督する。必要ならば、上記の主管部門が管理と監督の歩調を合わせ、制度を制定し、電子情報製品による汚染の抑制に関わる重大な事項及び問題を解決する。

第五条 情報産業部は国務院の関係がある主管部門と協議し、電子情報製品による汚染の抑制に役立つ措置を制定する。

情報産業部と国務院の関係がある主管部門がそれぞれの職責の範囲以内において、電子情報製品による汚染の抑制及び資源の総合的な利用等の技術を普及し、電子情報製品による汚染の抑制に関わる科学研究、技術開発及び国際協力を奨励し、支持を行い、着実に電子情報製品による汚染の抑制に関する規定を徹底する。

第六条 積極的に新型環境保護電子情報製品の研究と開発を行う組織と個人に対し、情報産業部が一定の支持を与える。

第七条 各省、自治区、直轄市の情報産業、発展改革、商務、税関、工商、質検、環境保護等の主管部門がそれぞれの職責の範囲以内において、電子情報製品の生産、販売、輸入による汚染の抑制を管理し監督する。必要な場合、上述の主管部門が地域電子情報製品による汚染の抑制に関する管理と監督の実施について協調して制度を制定し行動を統一すると同時に、分担して各自の責任を負う。

第八条 各省、自治区、直轄市情報産業主管部門は、電子情報製品による汚染の抑制に関わる仕事及び関連活動で著しい成績を上げた組織と個人に対し、顕彰し、褒章を与えることが出来る。

第二章 電子情報製品による汚染の抑制

第九条 電子情報製品の設計者は、電子情報製品を設計する時に、電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する国家標準及び業界標準に適合し、工業技術の要求する諸条件を満足することを前提とし、無毒、無害或いは毒性の低く、公害の程度の低く、分解しやすく、回収し再利用しやすいプラン(方案)を採用しなければならない。

第十条 電子情報製品の生産者は、製品を生産する時に、商品を電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する国家標準及び業界標準に適合し、資源利用率の高く、回収処理しやすく、環境保護に有利な材料、技術又は工業技術を採用しなければならない。

第十一条 電子情報製品環境保護使用期限は製品の生産者或いは輸入者自身で制定する。電子情報製品の生産者或いは輸入者は生産された或いは輸入された電子情報製品に環境保護使用期限を標示しなければならない。製品の体積或いは機能の制限で、製品に標示することができない際は、製品説明書に標示しなければならない。

前項に規定された標示様式及び方式は、情報産業部が国務院の関係がある主管部門と統一して規定する。標示の様式及び方式は電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する国家標準及び業界標準に適合しなければならない。

関連のある業界組織が技術の発展水準により、電子情報製品環境保護使用期限に関する指導意見を制定することが出来る。

第十二条 情報産業部は関連のある業界組織の制定した指導意見を情報産業部に提供することを奨励する。

第十三条 電子情報製品の生産者或いは輸入者が市場に出す製品に含まれる有毒又は有害物質及び元素を標示し、有毒又は有害物質及び元素の名称、含量、存在する部品及び回収され再利用されることの可否を明らかにしなければならない;製品の体積或いは機能に制限され、製品で標示することを実現できない場合は、製品説明書に注釈しなければならない。

前項に規定された標示様式及び方式は、情報産業部が国務院の関係がある主管部門と協議し統一して規定する。標示様式及び方式は電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する国家標準及び業界標準に適合しなければならない。

第十四条 電子情報製品の生産者或いは輸入者は電子情報製品包装物を製作し使用する際に、電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する国家標準及び業界標準に基づき、無毒、無害、

分解しやすく、回収し再利用しやすい材料を採用しなければならない。

電子情報製品の生産者或いは輸入者は生産された或いは輸入された電子情報製品包装物に包装物材料の名称を標示すること; 体積或いは外部表面に制限され、標示することが実現できない場合は、製品説明書に注釈しなければならない。

前項に規定された標示様式及び方式は、情報産業部が国务院の関係がある主管部門と協議し統一して規定する。標示様式及び方式は電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する国家標準及び業界標準に適合しなければならない。

第十五条 電子情報製品の販売者は商品の仕入ルートを厳格にしなければならない。電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する国家標準及び業界標準に適合しない商品の販売をしてはならない。

第十六条 輸入された電子情報製品は、電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する国家標準及び業界標準に適合しなければならない。

第十七条 情報産業部は環境保護総局と協議して、電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する業界標準を制定する。

情報産業部国家標準化管理委員会が、電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する国家標準を起草する。

第十八条 情報産業部は発展改革委、商務部、税関総署、工商総局、質検総局、環保総局と協議し、電子情報製品による汚染の抑制の重点管理目録を調整編集する。

電子情報製品による汚染の抑制の重点管理目録は、電子情報製品類型目次と、使用の制限された有毒又は有害な物質或いは元素の種類とその制限された使用期限からなる。実際の状況及び科学技術の発展水準により、毎年調整する。

第十九条 国家認証認可監督管理委員会は、法律に基づき電子情報製品による汚染の抑制の重点管理目録に記載された電子情報製品に対し、強制的な製品認証管理を行う。

出入国検閲検疫機構は、法律に基づき輸入された電子情報製品に対し、口岸検証と貨物到着検査を行う。税関は出入国検閲検疫機構の発行する「輸入貨物通関単」をもって検査し通関を行う。

第二十条 電子情報製品による汚染の抑制の重点管理目録に記載された電子情報製品は、本弁法にて電子情報製品による汚染の抑制に関する規定に適合する以外に、電子情報製品による汚染の抑制の重点管理目録に規定された重点汚染抑制要求にも適合しなければならない。

電子情報製品による汚染の抑制の重点管理目録に記載されない電子情報製品は、本弁法にて他の電子情報製品による汚染の抑制に関する規定に適合しなければならない。

第二十一条 情報産業部は発展改革委、商務部、税関総署、工商総局、質検総局、環保総局と協

議し、実地的な産業の発展状況に基づき、電子情報製品による汚染の抑制の重点管理目録に記載された電子情報製品の有毒又は有害な物質或いは元素を含んではならない実施期限を公布する。

第三章 罰則

第二十二條 本弁法に違反し下記の状況の一つが存在する場合は、税関、工商、質検、環保等の部門がそれぞれの職責の範囲以内で、法律に基づき、処罰する：

- (一) 電子情報製品の生産者が本弁法の第十条に違反し、採用した材料、技術と工業技術が電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する国家標準或いは業界標準に適合しないとき；
- (二) 電子情報製品の生産者及び輸入者が本弁法の第十四条第一項に違反し、製作用或いは使用した電子情報製品の包装物が電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する国家標準或いは業界標準に適合しないとき；
- (三) 電子情報製品の販売者が本弁法の第十五条に違反し、電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する国家標準或いは業界標準に適合しない製品を販売したとき；
- (四) 電子情報製品の輸入者が本弁法の第十六条に違反し、輸入した製品が電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する国家標準或いは業界標準に適合しないとき；
- (五) 電子情報製品の生産者、販売者及び輸入者が本弁法の第二十一条に違反し、電子情報製品による汚染の抑制の重点管理目録に記載された電子情報製品の有毒又は有害な物質或いは元素を含まないことの実施期限が公示された日の後に、有毒又は有害な物質或いは元素の含量の電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を抑制する国家標準或いは業界標準を超えた製品を生産、販売或いは輸入したとき；
- (六) 電子情報製品の輸入者が本弁法の輸入管理規定に違反し、電子情報製品を輸入したとき；

第二十三條 本弁法に違反し下記の状況の一つが存在する場合は、工商、質検、環保等の部門がそれぞれの職責の範囲以内で、法律に基づき、処罰する：

- (一) 電子情報製品の生産者或いは輸入者が本弁法の第十一条に違反し、電子情

報製品環境保護使用期限を標示しなかったとき;

- (二) 電子情報製品の生産者或いは輸入者が本弁法の第十三条に違反し、製品に含まれる有毒又は有害物質或いは元素の名称、含量、存在する部品及び回収され再利用されることの可否を標示しなかったとき;
- (三) 電子情報製品の生産者或いは輸入者が本弁法の第十四条第二項に違反し、電子情報製品の包装物材料の成分を標示しなかったとき;

第二十四条 政府職員が職権を濫用し、私情にとらわれ不正行為を行い、本弁法に違反する行為を放任し庇護した場合、或いは本弁法に違反した当事者を幫助して当事者を検査と処罰から逃避させた場合は、法律に基づき行政処分を行う。

第四章 付則

第二十五条 あらゆる組織と個人は、情報産業部或いは各省、自治区、直轄市情報産業主管部門に、電子情報製品による汚染をもたらした設計者、生産者、輸入者及び販売者を告発する権利を有する。

第二十六条 本弁法は情報産業部が、発展改革委、商務部、税関総署、工商総局、質検総局、環保総局と協議し解釈する。

第二十七条 本弁法は 2007 年 3 月 1 日より施行する。